

平成20年度 第1回 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会議事録

1. 日 時 平成21年2月6日(火) 午後3時~午後5時
2. 場 所 沖縄県庁8階第2会議室
3. 出席委員
泉川良範委員、大城貴子委員、我如古直哉委員、佐久川博美委員、真謝孝委員、崎濱秀政委員、緒方茂樹委員、岡崎綾子委員
4. 議事
 - ・ 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会について
 - ・ 発達障害者支援の現状について
 - ・ 平成21年度発達障害者支援の方向について
 - ・ 沖縄県発達障害者支援体制整備計画(案)について

議 事 進 行：お手元の資料の確認をお願いします。

資料は、「平成20年度第1回沖縄県発達障害者支援体制整備委員会」、「沖縄県発達障害者支援センター事業報告」の2点。それから参考資料としまして、「発達障害者支援の推進に係る検討会報告書」となっています。

資料の表紙に会次第がありますので、それに沿いまして説明したあとに、皆さんの御意見を聴くという形で進めさせていただきたいと思います。

では、まず初めに発達障害者支援体制整備委員会について、事務局の方から宜しくお願いいたします。

事 務 局：発達障害者支援体制整備委員会について説明させていただきたいと思います。お手元の資料の「運営要綱」の方を御覧いただきたいと思います。

要綱の第3条。「県は、委員会から次に掲げる事項に関することについて意見等を聴取する。」ということで、本委員会の役割と致しましては、「1、県内の発達障害児(者)の支援計画に関すること」、「2、県内の発達障害児(者)の支援体制の整備に関すること」、「3 発達障害児(者)に対する住民の理解の促進に関すること」、「4、その他発達障害児(者)支援のための関係機関・団体との連携に関すること」と規定しておりまして、これらのことにつきまして、県の方が皆様方委員会の方から御意見を聴取して、県のこれからの事業推進に役立てていくということを目的として設置しております。

それから第5条「期間」でございますが、委員の任期は2年ということで規定しております。従いまして、皆様方の任期につきましては、本日2月6日から平成23年2月5日までの2年間ということになっております。

以上で、委員会の運営等について簡単に御説明させていただきました。

議 事 進 行：では、引き続きまして、発達障害者支援の現状についてということで、まずは発達障害者支援センターの事業報告を、支援センターの山城さん、説明の方よろしくお願ひします。

支 援 セ ン タ ー：それでは、私、山城の方で報告したいと思います。

お手元の資料、「平成20年度発達障害者支援センター事業報告」の資料を御覧下さい。

発達障害者支援センターですが、19年2月に開所しまして、その主な事業の柱が3つあります。まずは「個人に向けた支援事業」ということで、相談支援、発達支援、就労支援です。それから「普及啓発・人材育成のための事業」、そして「関係機関の連携構築のための事業」ということになっております。

次のページをお願いします。平成20年度の全事業の延べ件数ですが、右側の方が実

人数、左側の方が延べ人数になっています。

「相談支援」の方が、実人数40人、延べ件数55件。「発達支援」の方が実人数218人で、延べ件数で294件。「就労支援」の方が125人で、延べ件数で193件です。「普及啓発・研修」の実人数は研修会の参加者を含めた人数で2,168人、研修の開催件数が17件です。

下の方の「関係機関との連携」ということで、「個別支援のための調整会議等」が70ヶ所、「機関コンサルテーション」は46ヶ所になっております。

次に「相談者の年齢別内訳」ですけれども、左側の方が相談支援と発達支援の方になっています。発達支援では「7才～12才」、「6才まで」、「13才～18才」の順で相談が多い傾向にあります。就労支援の方は、18才以上の方が圧倒的に多いのですが、中には高校1年生とか、中学生卒業するあたりから「将来、就労に向けた取り組みをどうしたらいいか」という相談もあります。

3ページ目、「障害種別」ですけれども、「知的障害を伴う自閉症」の方が多くなっています。その次に「アスペルガー症候群」、「AD/HD」、「LD」、「不明（未診断を含む）」も多くなっていますが、例えば、診断はされていないのですが「ちょっと気になるんだけれども・・・」とか、「私はもしかすると発達障害かも知れない」という方が相談に来ています。

「相談内容」では、教育、学校の不応・教育内容の相談。例えば「どういう風に支援していったらよいか」という相談が多いです。それから、「発達障害ではないか」という相談、それから「就労の相談」ということになっています。

4ページ目をお願いします。「事業実績から」ということで、先程もお話しをしましたが、年齢別では「7才～12才」、「18才以上」の相談が多い傾向にあります。障害種別では「知的障害を伴う自閉症」、「不明」、「アスペルガー症候群」という風に順になっています。相談内容では、「教育」、次に「健康・医療」の順に相談が多くなっております。成人の場合ですけれども、「就労」の相談、「働きたい」ということで相談に来るのですが、実際には働ける段階にはない場合が多いです。それから「普及啓発・研修」ですが、研修に参加される人数が前の年に比べて増加している傾向にあります。また、センターへの研修講師の依頼も多くなっております。

これら実績から見えるニーズですが、特に感じられるのが、「支援者の障害特性について学ぶニーズ」、それから「診断後の保護者へのフォローの場のニーズ」です。少し小さく書いていますが、障害についての説明が十分でなく、親御さんが不安になるケースがあります。「十分か、不十分か」というところは、私たちがそう捉えている（感じる）という面もありますが、「説明はされているのかも知れませんが、親御さんはその場でうまく受け取ることができていないのではないか」ということを感じます。理解と言えれば良いのでしょうか、それに至るまでに時間が掛かるという印象を受けます。

次、「就労前の相談やトレーニングの場としてのニーズ」があるのではないかと思います。それから「診断についてのニーズ」。これは特に成人の方にです。センターでは、診断もそうですが、診断の後の「それでは、どういう風に工夫をしていくか」ということで一緒に相談を進めているのですけれども、「どうしても、発達障害なのかどうなのかというのをハッキリさせたい。」と希望される方が、特に成人の方に多い傾向にあります。

最後に「高機能自閉症・アスペルガーの方、あるいは成人の方の日中の居場所のニーズ」ということで、日中過ごす場所の要望が多いです。例えば、地域活動支援センターへ行ってみたいように勧めてみるのですが、「どうも、ここは自分が活動する場所ではない。」と拒まれることが多々あります。

次のページをお願いします。「今後の課題と連携への取り組み」ということで、前後してしましますが、まず今後の課題として、やはり、支援機関に対する（発達障害の）特性理解や支援技術を学ぶ場の提供が必要ではないかと考えています。関係機関

がそれぞれの役割を、(自分達には) どのような役割があるのか、それをどのようにやっていくのか(「果たしていくのか」の意)という整理が必要ではないかなという風に思っています。それから、発達障害の支援というの、ネットワークで支える仕組みというのが特に重要ではないかなと思っております。

最後になりましたが、「連携への取り組みについて」ということで、今、関係機関、市町村各課に連絡会議を持ちかけているところです。その内容につきましては、各市町村の市町村内関係課、例えば教育委員会ですとか福祉課、保育課、保健師などを集めて、各機関・課内でどういうことを行っているのかという情報交換あるいは課題の共有。現在ある、それぞれが各課で行っていること、それぞれが持っている社会資源等をお互いで共有することによって、先程課題にもありましたようにネットワークで支える仕組み作りができるのではないかなということ、まず中部圏域からですけれども、各市町村を回って、会議を提案・実施しているところです。発達障害者支援センターからは以上です。

議 事 進 行： どうもありがとうございました。今、センターの方からの報告がありましたけれども、それにつきまして御質問があればお受けしたいのですが。

特になければ、また、意見交換の方で、それも含めて御意見があれば出していただきたいと思えます。

では、次に、現状の中で県の方として医療機関や保育所などに発達障害者支援に関するアンケート調査を実施いたしましたので、その調査の報告ということで、事務局の方、宜しくお願いします。

事 務 局： 資料の方は6ページをお願いします。発達障害者支援に関する実態調査といたしまして、昨年度の発達障害者支援体制整備委員会の方から実態調査についてお話しがありまして、実施しております。発達障害者支援と申しましても、年齢幅もかなりありますので、今回は早期発見、早期支援の観点から、その受け皿になります医療機関ですとか、児童デイサービス事業所、保育所、それから市町村の保育主管課、それから市町村の母子保健主管課の5ヶ所に対してアンケートを実施しております。依頼した日はここに記載している通りでございます。

まず医療機関ですが、調査をかけた対象は小児科と小児神経科、これを小児科等としています。それから、心療内科、精神科、児童精神科これを精神科としたときに、全部で350ヶ所にアンケート調査をいたしまして、回答があったのは198件、回答率としては56.6%になります。診療科別で申しますと、資料の方は数字が逆になっておりますので修正をお願いしたいのですが、小児科の方が136件50%の回答率です。それから心療内科・精神科が67件で76.9%の回答率となっております。

発達障害児者の対応の現状ということでは、最も多かったのが、「専門の医療機関を紹介している」が102件、あと「そのような患者の受診がありません」という回答も60件ありました。「発達障害の障害そのものではなくて、それに付随するてんかんなどの病気ですとか、二次障害の部分について診療を行っている」というのが46件ございました。あと、「専門診療を行っている」というのが15件7.6%の医療機関がございました。

診察できる領域は、「広汎性発達障害」が37件、「注意欠陥・多動性障害」が36件、「学習障害」が21件ということで、学習障害の方が、診察できるというお答えが少なくなっております。

それで、このいずれか3つに診察できると回答した医療機関を診察できる医療機関とみなして、次からの質問を行っております。

発達障害に関わる職種としましては、医師37件となっておりますのは、38医療機関中1ヶ所は未回答がありましたのでそうとなっておりますが、携わっている職種として

はドクターがもちろん最も多くて、次に心理士の方が21件、次ソーシャルワーカーや相談員が携わっているというところが8ヶ所あります。

それから、発達障害、疑いを含みますが、その具体的な対応としては、診断を行っているところが34ヶ所、知能検査を行っているところが22ヶ所、発達検査が19ヶ所、個別療法、例えば心理治療ですとか感覚統合訓練ですとか言語治療など個別療法をしているところが14ヶ所、集団療法をしているところが4ヶ所ございました。

県がセンターを設置していることを知っているかとの問いには、「知っている」とお答えがあったのが51.5%ですけれども、「知らない」という回答の殆どが小児科の方でした。心療内科・精神科には割とセンターの設置を知られているのですが、小児科のところはセンターの設置を知らないという回答が多かったです。

それから、医療機関から行政に対する意見としましては、「発達障害のある方へは支援、生活の支援でしたり療育、教育の支援が大切なので、身近な市町村単位でしっかり窓口を作る必要があるのではないか」という御意見、それから「発達障害の支援のネットワークが必要です」という御意見、「民間医療機関ではこの分野は対応は難しい」という御意見もございました。これはマンパワーの問題、診療に掛かる時間の問題、それから診療報酬上の問題などです。また、とても前向きな御意見もございまして、「専門性向上のための講習会とか研修会を開催して欲しい」という要望もございました。ここには書いていないのですが、小児科の先生からは、「そういった研修を受けることで、自分達も役に立てるのではないか」という御意見もございました。あとは、離島からは「医療機関など資源が沢山ある地域とは事情が違うので、離島への専門医の応援体制をつくって欲しい」という御意見、それから「その他」としましては、特別支援教育が始まって、診断書を求めている患者さんが増えていらっしゃるということで、「診断ありきの支援というのはやめていただきたい」という御意見ですとか、親御さんが困り感というものをなかなか医療機関にお伝えすることが難しいところもあるので、子どもの所属機関、学校や保育所、幼稚園、そういったところから、どういったところで困っているのかが分かるように資料と一緒に持たせてくれれば助かるというコメントもございました。

それから児童デイサービス事業所に対するアンケートです。県で指定している児童デイサービス事業所は51ヶ所ありますが、1ヶ所は休止中ですので、50ヶ所に対してアンケート調査を実施しました。回答は28件56%でございました。このなかで、7ページですが、「関係機関との連携をしているか」というところでは、92.9%の事業所が「やっている」と回答がありました。連携している先は子どもさんの所属先学校だったり保育所です。子どもさんが幼稚園・小学校へ上がる際の情報の引き継ぎについては、「引き継いでいる」という回答は60%近くございました。

行政に対する御意見については、「職員の資質向上のための助言や研修を実施していただきたい」ということと、「知的障害を伴わない発達障害の方の支援の必要性についてどうしていくか」ということでコメントがありました。それから「途切れない支援のシステムづくりをやっていく必要がある」、それと、「教育現場における理解を徹底して欲しい」ということで、特別支援学級の先生は割と理解していただいているのだけれども、担任の先生の理解がまだまだではないかということ、子ども同士の理解も進めていただきたいという御意見がありました。

保育所に対するアンケートですが、認可保育所は県内公立・私立369ヶ所という情報をいただきまして、そこに調査をかけましたところ、66.9%の247ヶ所から回答を得ております。そのなかで、発達の気になる子どもはここに書いている通りですけれども、年齢が高くなるほど比率というのは高くなっております。5才、6才は在籍しているお子さんの実数はグンと少ないのは、幼稚園へ上がったり、保育園を卒園して他の所に行くお子さんも多いので少ないのですけれども、比率としては高くなっております。

それから、発達が気になっているお子さんへの保育支援をどうされているかということでは、「外部専門家からの助言を受けている」が144ヶ所、「園内相談会（ケース会議）を実施している」が140ヶ所と多くなっております。ここに載せていませんが、障害児保育を実施している場合と比較すると、やはり、加配保育士を付けたりとか巡回指導をうけたりというのは、障害児保育の対象とならない発達の気になるお子さんの部分については低くなっていて、ケース会議など園内の努力で対応されている状況が見えました。

それから関係機関との連携については、回答があった247ヶ所中179ヶ所は「連携をとっている」という回答がありました。連携先としては主に市町村保健師が多く、あとは、障害児等療育支援事業を行っている名護療育園や沖縄小児発達センター、養護学校との連携というのがあります。

それから、幼稚園・小学校に上がる時の情報の引き継ぎですが、引き継いでいるところとところが61.9%ございます。引き継いでいないところの理由としては「引き継ぎ方法がわからない」という御意見や「連絡を取ったけれどもキチンと対応してもらえなかった」という回答もございました。

行政に対する意見としては、加配保育士の予算に対する要望が多いのですが、「巡回指導による助言」、例えばある市町村では、主管課に心理士の配置があるのでより身近なところで相談できる窓口があるということ保育所側からは大変助かっているとの御意見もありました。

次8ページお願いします。市町村保育主管課へのアンケートでは、保育所のある市町村は34市町村ありまして、31市町村から回答を得ています。そのうち、障害児保育を実施している保育所は27市町村です。

それで、「知的障害を伴わない発達障害児の保育の状況」については、「」手帳が無くても診断があれば障害児保育の対象としている」というところが12市町村あるのですが、「手帳や診断がなくても養育者や保育士、保健師からの必要性が確認できれば障害児の保育の対象として拾っている市町村」も9市町村ございました。ただ、やはり障害児保育の対象とするための根拠というのは何らかの形で求めているようです。

次、「保育所に対する支援」ですが、障害児保育対象児への支援と、障害児保育の対象とならない発達の気になるお子さんへの支援を載せております。

それから「保育所から保育主管課へ発達の気になるお子さんへの相談や支援の求めがあるかどうか」ということでは、24の市町村が「求めがある」と回答してまして、そういう求めがあったときには、保育主管課が保健師や他課と連携しながら対応しているということが多かったです。

県に対する意見としては、「資質向上のための研修会や、巡回指導をしていただきたい」ということと、「地域における療育の受け皿づくり」、「スーパーバイザーを確保して欲しい」、「医療機関を確保して欲しい」ということです。

最後になりますが、市町村母子保健主管課へのアンケートです。41市町村中38市町村から回答を得ています。乳幼児健診は回答が得られた市町村の全てが乳児健診と3才児健診は沖縄県小児保健協会へ健診を委託しておりまして、1.6才児健診については、いくつかの市町村が、自前でスタッフを確保して実施している状況です。

健診のフォロー基準は、「ドクターの判断による」、「保健師の判断による」、「気になる事例は会議で決めている」の順になっております。

次、発達障害の疑いで健診後のフォローが必要なお子さんについては、「他機関紹介」が最も多くて、「市町村保健センターでフォローアップをしている」も多くなっています。「保健センターでの健診後フォローの取り組み」については、家庭訪問や電話での経過観察が多いのですが、親子教室を開催しているところは8市町村あります。

親子教室の開催状況は、事後フォローでの開催以外で、北部で2市町村親子教室を

開催しているところがあって、全部で10市町村親子教室を開催していて、開催を検討している市町村も含めると半分位になります。

それから「乳幼児健診での早期発見や早期支援の課題」としては、対応する保健師や心理士の増員、フォローの基準については統一した基準が必要だとか発達スクリーニングするための受診票の見直し等の御意見、あと、親支援の難しさについても色々コメントがございます。

県への意見としては、「研修会の実施」と「スーパーバイザーを確保して欲しい」、「関係機関との連携体制を構築して欲しい」、小規模の町村ですが「保健所による市町村母子保健への支援をお願いしたい」、「専門性のある方からの市町村への後方支援をして欲しい」という御意見がありました。以上です。

議事進行：今の調査結果について質問があればお受けしますが。

緒方委員：このデータは、アンケートをお願いした相手にフィードバックはされていますか。結果。

事務局：まだですね。

緒方委員：いつ頃になりそうですか。

事務局：これからですね。今後、圏域支援体制モデル事業をやりますので、その辺のところでは分析をして、その中で相互に検討するような場を設けたいなと思っております。

緒方委員：それでトータルで出すということでしょうか。

事務局：はい。

緒方委員：わかりました。

泉川委員：保育所の数の公立・私立ということで、よく分からないんだけど、認可とか無認可とか、そういうものはどうなっていますか。

事務局：今回は認可園だけに調査をしたのですけれども、無認可は認可園と大体同じ数くらいはあります。

議事進行：無認可は400余りくらいあるんですよ。ただ、今回（調査）は認可だけになります。次に進んでよろしいでしょうか。また、後ほど質問があれば宜しくお願いします。次の3番目の説明です。平成21年度発達障害者支援の方向性についてということで、事務局、宜しくお願いします。

事務局：資料3の方を御覧いただきたいと思います。3ページになります。

委員の就任にあたりまして御説明させていただいております皆様には、重複する内容になりますが、御確認ということで、もう一度説明の方を聞いていただければと思います。

まず、3ページの方につきましては発達障害者（児）の実態ということでございます。これについては、今、色々アンケート等実施しております、現状について実態把握ということで進めております。また、発達障害者児の数については、基本的には具体的な調査方法等について難しい面もございまして、なかなか実態把握するのは厳

しいということと考えております。今、県の方で考えておりますのが、小児保健協会の方が実施しております1才半健診、3才児健診等の取りまとめの報告書、それから求める数字。それから教育庁の方で実施しました数字、そのなかで3%程度そういった発達が気になる児童生徒がいるということと考えているところです。ただ、現状としてはもっと数は多いのではないかとというようなことも、現場の方からの声として聞こえているということでございます。

続いて2点目、発達障害者支援センターの運営関係についてですが、それは、先程センターの山城さんの方から御説明がありましたので、具体的な内容等については先程の説明に代えさせていただきたいと思っております。

それから3番目、発達障害者支援体制整備委員会についてですが、これについても、先程要綱の中で概略等について説明をさせていただきましたので、組織・運営については割愛させていただきたいと思っております。

次の4ページ目の方です。前回、平成19年8月28日に体制整備委員会を開催いたしまして、その時の主な意見ということでもまとめてございます。まず1番目、発達障害者の実態把握についてということでございますが、これについては、前回の委員会の中でもなかなか調査の内容等具体的な状況等について実態把握をするのは困難ではないかというような御意見がございまして、これについては「数の実態把握について調査が厳しい」ということで、保留と言いますか実態把握が困難ということで、今は見送っている状況でございます。

それから2番、発達障害者支援センターの運営についてということでございます。これについては、前回の委員会の中では、やはりセンター1ヶ所設置しておりますので、それがうるま市、中部圏域ということで、なかなか県内各圏域、支援を行うのが難しいということで、その辺の地域間格差が生じているのではないかと、その辺の取り組みについてどのようにするのかという御意見とか、センターの方で運営会議の設置がないために、運営基準や方向性についてイメージが浮かびにくいと。これはセンターだけの問題ではなくて、県の方でも、そういったセンターの位置づけについての具体的な部分がきちんと示せなかったというような反省点もございまして、21年度以降については、その辺のセンターの位置づけについてもきちんと明確にした上で、発達障害者発達障害児に対する支援について取り組んでいきたいと考えております。

それから3点目、早期発見、早期支援システムの構築について。発達障害者の支援については色々言われている所ですが、やはり早期に発見して早期に支援するということで、大きくなってしまった社会環境にうまく適応して生活を営んでいただくということで、少しでも早めに発見して早めに支援を行う、そういう取り組みが重要だという御意見がございました。その点については、これから今後の対応の中で御説明させていただきますが、そういった早期発見、早期支援のシステム構築について考えていきたいと思っております。

それから4点目、発達障害者支援体制整備委員会についてということで、体制整備委員会の位置づけが分かりづらいというようなところがありまして、この辺は、定期的開催をして、センターの役割をきちんと位置づけていくべきではないかという御意見等がございました。また、広域特別支援連携協議会、要保護児童対策地域協議会そういった他の関係者が集まる連絡会議、そういったものとの連携の強化を図る必要があるのではないかとということがございました。

そういう現状、実態、それから現状の取り組み、それから前回の委員会での御意見、課題・問題等を含めまして、今後の県の対応としましては4番目の方に取りまとめてございます。

まず1番、発達障害者支援法に基づき、県、市町村の役割を明確にすると。それから県、市町村が連携して切れ目のない支援体制の構築を促進すると。基本的に、発達障害者支援法の中で県、市町村、国それぞれの役割が規定されております。ただ、そ

の辺りが県の周知不足、連携不足もあるのですが、なかなか市町村の方と、そういった市町村の役割、県の役割そういった役割分担がうまく明確にされていないという所もございませう。基本的に、県と市町村で重複するような役割もございませうが、基本的にはやはり市町村でやっていただかないといけないこと、それから県が担わないといけない役割そういったものがございませうので、今後、県、市町村との連絡会議等を通じて、そういった役割分担をしっかりと確認をしていって、切れ目のない支援体制を作っていきたいと考えております。

それから2点目、早期発見、早期発達支援などの実態把握ということで、これについては、先程、実態把握のための医療機関、保育所、児童デイサービス等に対するアンケート調査、それから各市町村の保育担当、それから母子保健を担当している課に対するアンケート調査、こういった調査等を通じまして実態を把握して、それを、今後の対応に役立てていきたいということで考えております。

それから3点目、発達障害者支援体制整備委員会の早急の開催。実は先程も御説明いたしました、前回の開催が平成19年8月ということで、実はもう1年半の間があいております。これは本当に県の取り組みが後手後手に回ってしましまして、本当に申し訳ないと思っております。今後は、発達障害者支援体制整備委員会についても、基本的には定期的にですね、少なくとも年に2回、若しくは3回、4回と、こういった形で定期的に会を開催して、皆様方の意見を聴きながら県の取り組み、また、市町村の方の取り組みにも生かしていきたいと考えております。

それから、今日お集まりいただいてこれから色々御意見を聞かせていただきたいのですが、といたしまして、県の取り組み方針の確認、県の方で今後どういう風に取り組んだ方がいいのかと。前回の委員会の中でも色々御意見がございましたが、また、改めまして、県の方で早急に取り組んでいった方がいい課題、それから市町村の方と協力しながら取り組んでもらいたい課題など、そういったものについて、皆様方の御意見をお伺いしたいと考えております。

それから2点目、平成21年度発達障害者支援センターの運営体制ということで、センターの役割については、今、色々センターの方でも取り組んでいるところもございませうが、また、皆様方の御意見等をお聞かせいただいて、より以上のセンターの役割を発揮できるような形で体制づくりを考えていきたいと考えております。

それから3番目、圏域発達障害者支援モデル構築事業の圏域の選定ということで、これはイメージ図として5ページの右下に図がありますが、先程のセンターからの説明、それからアンケート調査結果の説明の中にも、やはり支援システムの構築というのが色々意見として多く聞かれます。その中で、具体的に支援システムと言いましても、どういうものを具体的なものとして考えているのか、また、具体的にそういった関係者が集まった上でこういった形でその会議、協議会を運営していけばいいのか、進めていけばいいのか。そういったものがまだ具体的なものがイメージし辛いという部分もございまして、その辺りで市町村の方に色々県の方からこれから働きかけていくにあたりまして、こういったモデル的なものを構築した上で、それを具体的なものとして提示することによって市町村の方がよりその取り組みに入り易くなるのではないかとということで、県としてはそういったモデル的なネットワークシステムの構築を、平成21年度委託事業として実施していきたいと。その成果をもって、市町村または圏域の方にそういった支援システムの構築を広めていきたいということで考えております。

それから4点目、発達障害者児などを支援するための人材育成計画の検討ということで、やはり、発達障害者の早期の支援が重要だということで色々と言われておりますが、なかなかその支援を行う人材が少ないと。特に医療機関等についても、数が少ないために、診察のできる医療機関に患者が集中して、病院の方もなかなか機能しないというようなところもございませうので、そういった支援をするところの人材の育成、

これも今、支援センターの方で計画的に実施している所なのですが、最近では、色々と民間の団体ですとか、他の団体でも研修会やワークショップのような形で開催しておりますので、そういった民間で実施できる部分、それから、実際、県が担わないといけないような、そういう人材育成の部分、そういうものをもう少し明確にした上で、人材育成を図っていく必要があるのではないかとということから、人材育成計画の検討を考えております。

それから4番目、これにつきましては、先程御説明いたしました圏域モデル構築事業の実施内容の説明になりますので、省略させていただきたいと思っております。ただ、このモデル構築事業の圏域といたしまして、事務局の案と致しましては、基本的に中部圏域の方が適当ではないかという風に考えているところでございます。その理由といたしましては、先程センターの山城さんからの説明にもありましたが、センターの働きかけによって、ある程度、中部圏域の関係者が集まってネットワーク構築が進みつつある現状が一つございます。2点目としましては、中部圏域各市町村のそういった問題意識、取り組む姿勢の意欲が全般的に高いというところがございます。それから3点目といたしましては、やはり中部圏域の市町村の、市町村間の格差というか、考えと言いますか取り組みというのがある程度平準化しているのではないかと。北部、南部圏域につきましては、先進的に取り組んでいるところもあれば、離島地域の市町村など、少し市町村間の温度差というところを感じられるところがございます。そういった部分から、やっぱり中部圏域はある程度全市町村平準的な形で取り組みを進めることが可能ではないかと、そういった点から事務局としては中部圏域の方でモデル事業として実施していきたいということで考えております。

それから5点目、これについてもモデル事業の説明ですので省略させていただきたいと思っております。

6点目、人材育成計画に基づく地域支援ネットワーク形成に向けた計画的実践的研修の実施ということで、人材育成計画につきましては、概略的な形での整理は行っているのですが、これから具体的に、年次的な計画とか、具体的に、こういった人たちを対象に、こういった研修を、初任者向けの研修、現任者向けの研修、それからもう少し高度な専門家を育成するための研修ですとか、そういった具体的なものについては、これからもう少し検討した上で、委員会の中で皆様の御意見をお聞かせいただいた上で作り上げていきたいと考えております。今の時点では、まだ概略的なものでしか整理されておりませんので、こういった状況であるということで御説明させていただきたいと思っております。

それから5ページの方、上の方になります。平成20年度、21年度にかけての今後の県の取り組みの考え方をスキーム図として示してございます。そして下の方は圏域支援モデル構築のイメージ図としてつけてございます。

説明の方は以上になります。

議 事 進 行 : 今の説明は「支援の方向」ということで、次の「支援体制整備計画(案)」と関連がありますので、それを説明してから、最後に皆様の御意見を伺うことにしたいと思います。

それでは、引き続き計画の方の説明をお願いします。

事 務 局 : 同じ資料の10ページ目、資料4になります。

右上の方に叩き台と書いてありますとおり、県の方といたしましても、まだこの形で平成21年度以降進めていくということではなくて、今日、御説明させていただいたあとで、できましたら平成20年度中にもう一度この委員会を開催させていただきまして、その時に整備計画を皆様の意見を踏まえて策定するというような形で進めていきたいと考えております。

本日は叩き台ということで御了解いただいて、次回開催する委員会の中で、また、御意見等をお聞かせいただいて、正式に県の整備計画というような形で策定ということで考えております。

まず、10ページの方、「はじめに」ということですが、こちらの方は割愛させていただきたいと思っております。

それから1番発達障害の定義について、2番沖縄県発達障害者支援体制整備委員会について、3番発達障害者支援センターの位置づけについて、この3点については重複する内容になりますので割愛させていただきたいと思っております。

4番目、沖縄県発達障害児者支援体制整備計画ということで、21年度から25年度までの5カ年計画で策定したいという風に考えております。

(1)基本方針。 から にありますように、これらの基本方針に基づいて整備計画を作っていくと考えております。基本的には、発達障害のある人が全てのライフステージにおいて、それぞれ、そのライフステージ毎に異なるそれぞれの関係者、関係機関そういった方達からの共通の視点で継続した支援が受けられるような体制を作っていくという風に考えております。その中で、推進体制につきましては、県の方で設置しております沖縄県発達障害者支援センターを中核機関として、各関係機関との連携を図りながら取り組んでいきたいということで考えております。

それから(2)実施計画。 実施計画につきましては、その実効性を確保する上で、年次的な目標を明示するような形で計画を定めていきたいということで考えております。具体的にはこれから説明させていただくのですが、表の方にあるような形で計画の方を作り上げていきたいと考えております。 計画の期間につきましては、先程御説明いたしました平成21年度から25年度までの5ヶ年間、そのうち当初平成21年度から23年度までを前期、それから4年目5年目の後半部分を後期ということで位置づけて取り組んでいきたいと考えております。

それから11ページから13ページの方に表の形で整理しております。

まず基本的な考え方といたしまして、まず早期発見に対する取り組み、それから相談支援、発達支援、それから人材育成、普及・啓発、関係機関との連携。こういった基本的な事項に沿った形でそれぞれの計画を作っていくということで考えております。

まず11ページ目の方になりますが、早期発見については、前期事業として3年目までの間に取り組む内容としましては、1才半・3才児健診の実施とそれから健診体制の充実、親子教室・親子通園の開催、保育環境の整備、医療機関の確保及び連携、そういったものを前期事業として3年間の間に取り組んでいきたいと。それから後期事業といたしましては、基本的に前期事業の内容を踏まえまして、まだ取り組みの十分でないものですか、また新たな課題とか、そういったものを踏まえて後期事業として4年目5年目に取り組んでいきたいと。

それから、こういった具体的な取り組み内容について、県、それから支援センターの役割、それから市町村や関係機関の役割、それから連絡協議会等の役割という形で、それぞれの事業主体毎の役割として、こういったものを位置づけていきたい、取り組んでいきたいということで書いてあります。

例えば、早期発見であれば、センターの方で早期支援のための体制構築のための支援を行うと。それから、センターの方で直接的な相談支援を行っておりますので、そういった相談支援、発達支援、就労支援を通しての発達障害児の実態把握を行っていくということでございます。それから市町村については1才半、3才児健診の受診率を向上させると。それから健診体制の充実、それから親子教室・親子通園の開催についての取り組み、障害児保育等の実施についての取り組み。こういった形で12ページ、13ページにつきましても、それぞれ相談支援、発達支援、人材育成、普及啓発、関係機関との連携、そういった項目ごとでそれぞれの前期の事業、後期の事業、それぞれ

実施主体として取り組むそれぞれの関係機関の役割、そういった具体的なものをできるだけ明示した形で実施計画ということで策定して、21年度以降、取り組んでいきたいということで考えています。

説明の方は以上です。

議事進行：説明は一通り終わりましたので、あとは、皆様の自由な、それぞれの立場からの御意見なり、こうした方が良いというような助言等も含めまして、宜しくお願いいたします。

佐久川委員：11ページ、早期発見のところですか。

少し気になったのは、1才半、3才児健診は「実施」ではなく、実施はもうしてはいますよね。

それから、根本的なことですが、発達障害については受診率のアップが問題ではないんですね。これまでの健診の内容では掴めなかったんですね。私も健診を長くやってきたので分かりますけれども、ガイドラインだとか、健診項目の見直しが必要なのであって、受診率のアップとか実施ではないのではないかな、というのが素朴な意見です。

それから、障害児保育の対象って、それは、元々、従来ピックアップできた障害のお子さんがすくい上げられる部分はありますけれども、むしろ発達障害のお子さんは障害児保育にも該当しない場合もあって、そのケアが残っているという意味では、「ちょっと、対象がずれていないかな」という気がしています。

事務局：今、御意見をいただいたんですが、この資料4の「支援体制整備計画（案）」、これは叩き台ということで、作成についても今回の体制整備委員会に間に合わせるということもあって、大分、粗々な部分もあります。ですので、その辺の所は、忌憚ない御意見を聞かせていただいて、また、それを踏まえて、県の方でも修正を加えてですね、また皆様方に、発達障害者支援体制整備計画の案をご提示したいと思いますので、その健診の内容については、その辺、計画の中に、また少し修正するような形で思っております。

泉川委員：同じテーマということであれば、今、そういう話題が出たのでよろしいでしょうか。

この基本機能のところは「早期発見」となっているのですが、敢えて言えば「早期支援」という名前にする。「すべき」というのは大げさかも知れませんが、ほかのところは「相談支援」とか「発達支援」となっているので、「時期的に早いほうが良いよね」というコンセンサスということであれば、「早期支援」。早期支援するためには見つけないと行けないから、「じゃ、見つけましょう」ということで。

仮に支援がないのであれば見つけた甲斐がないので、支援の方法論と発見する方法論というのは常にリンクしているという発想で、「早期支援をするために、その分見つけましょうよ」ということで。

多分、「1才半健診、3才児健診での健診体制」ということになると思うんですけども、同時に親子教室とか、そういったフォロー体制をリンクさせることで、各市町村の枠組みの中で「何人は見れる」とか、「どれくらい見れる」とかですね。健診で100人来たときにですね、10人位だったら見れる体制を作れるのか、20人まで大丈夫という体制を作れるのか。現状のように1人が2人見つけること位しかせいぜい対応できないのであれば、その対応の見直しというのを、仮に「やりながら、健診の感度を上げていく」、「特異的な感度を上げていく」という、「発達障害に特化した見つけ方をしよう」というような発想で、それも一緒に考えることが必要だと思います。

議事進行：ほかにありますか。先程からも事務局の方で言うておりますように、これはあくまで叩き台ですので、皆様の御意見を聞きながら、具体的な実効性のある計画を作っていくと考えておりますので、この場は意見をまとめるのではなくて、皆様の御意見を聞いて、次回のものに反映していくという形をとりたいと思いますので、自由に発言していただければと思います。

緒方委員：今、論点は、この叩き台についてということになるのでしょうか。それとも、トータル、全体でフリーなディスカッションという風に理解してよろしいでしょうか。

議事進行：全体ですね。そういうことです。

こちらとしては、先程説明のありましたモデル地域を中部の方でやりたいと具体的に進めていきたいと思っておりますので、その辺を、こういう風なやり方でいいのかということと、また、今申し上げたこの計画をどんな形で作っていくか、計画に織り込んでいくかというものの意見を中心に仰っていただければと思います。

緒方委員：だとすれば、その前に、一つ質問よろしいでしょうか。

議事進行：はい、どうぞ。

緒方委員：これは内容の話ではなくて、今日の会議、発達障害者支援体制整備委員会についてのご質問なんですけれども。メンバーの中に県教育庁の人が入っていないんですね、県総合教育センターの真謝班長は入っていらっしゃるんですけども。例えば、県教育委員会の特別支援教育の担当指導主事の平田実先生。同じ県庁の中なので業務としては一緒にやられているという理解なのかもしれないんですけども、(資料の)前を見ていただくと、あちこち特別支援広域連携協議会との連携が必須であるということが何度も何度も出てくるなかで、今日、このメンバーの中に、実はバツと数える何名も広域連携協議会のメンバーが重なっていますよね。でも、一番肝心な事務局の人間が入っていないというのは、ちょっと僕、理解ができなかったものですから。

先程申し上げたように、同じ県庁の中の業務ということであれば、そういう風に御説明いただければ良いですし、そうでなければ、積極的にお一人入っていただいて、お互い情報交換、共通理解ができるような委員の選出はあってよろしいんじゃないかと思っておりますけれども。

議事進行：(事務局へ)この辺は、何か議論したんでしょうか。

事務局：わかりました。その辺につきましては、教育庁の平田指導主事にこちら(事務局)に座っていただきたいと考えております。

議事進行：要するに委員としてではなくて、事務局での参加ということによろしいんですね。

緒方委員：なるほど。実は、今週の月曜日に広域連携協議会があったんですね、県教育委員会の方で。だから、今は立ち上がったばかりですからまだ無理だと思います。けれども、これ5年計画でしょ。いずれ2年後3年後には2時間3時間の時間をとって、1時間半は県教育委員会主催の広域連携協議会、後半はこちらの福祉主催の委員会みたいなことで、できるだけ効率よく会議を進めるとか、そういう風なこと。そういうことというのは、今までは、多分、縦割りだから難しかったのだらうと思いますが、今週月曜日の会議をみても、やっと福祉、保健、医療、それから教育と、大分連携がとれてきているんですよね。だから、これをきっかけにそんな風な方向性にもっていくよう、視野に入

れてやれたらいいなという希望です。

議事進行：わかりました。委員のメンバーの選定については、走り出してしまっているので非常に厳しい面があるかと思えますけれども、今後は委員会の持ち方についても検討させていただきたいと思えます。

緒方委員：できるだけ共通理解をしながら。宜しくお願いします。

岡崎委員：アンケートについて質問して良いでしょうか、今。

議事進行：どうぞ。

岡崎委員：診察できる医療機関の実数が38機関ってあるんですが、これ、とても驚いているんですが、医師が37件ですよね。これは重なっているドクターもいるんですかね。

議事進行：この辺、わかりますか。(事務局へ)

事務局：重なってはいらっしゃらないです。38医療機関中、1ヶ所は未回答です。

岡崎委員：で、38機関ということは、38人のドクターが診察できるとですか。

事務局：というご回答ではあったんですけども。ただ、地域によって、例えば本島ですと色々な資源があるので、より専門的な先生がいらっしゃるのので「自分は専門的な診察はできない」という回答をされる先生もいらっしゃるのですが、例えば小さい離島とかでは、御自分しかいらっしゃらないので取り敢えずは診察しますという意味で回答されている方もいらっしゃいます。

事務局：このアンケートの中身については、掘り下げた分析というのは十分間に合っていないですね、今回、委員の皆様方のお手元に準備している資料は、回答の件数を機械的にカウントして載せている数値になっておりまして、実は38医療機関の方からこういった診察ができるということで回答いただいているんですが、先程説明がありましたように、離島の診療所からも一応診察できるというようなところもあります。ただ、実際、本当に求めているような診察のレベルと申しますか基準に達しているのか、そういうものなのかどうか、そこまでは掘り下げて確認はできていない状況です。取り敢えず、今、回答があった数字を機械的に掲載しているような状況で、実際は38機関がきちんと求めるようなそういう診察ができるのかどうか、それについては合わない部分もあり得るということで、御理解いただきたいと思います。

泉川委員：アンケートの時に、色んなところからアンケートが来るので覚えていないんですけども、「お宅でこういうのをやっているというのを公開していいですか」という項目があったかと思うんですけども、それはこの調査ですか？

事務局：はい、そうです。

泉川委員：それで、この38のうち、「(公開しても)いいですよ」と言ったのは・・・。

事務局：3分の2位です。

泉川委員：3分の2というと、20位は自覚的に「やりますよ」という風に表明されている方ですね。

事務局：はい。24医療機関はホームページに公開してもよいとの回答があります。ただ、注意書きとか、もちろんあるんですけども。

泉川委員：予約とか・・・。

事務局：はい。予約とかもそうですし、例えば離島でしたら、「初期の診察はできますけれども、難しくなると本島の医療機関と連携しながらの診察になります」というコメント付きであったりですか。

泉川委員：だから、そういう人たちは「やる気」はどうかといたら、少なくとも「前向き」と捉えていいですよ、公開していい訳ですから。ですから、小児科医会ですか、医師会とか、何らかのルートを通じて、「お互いで勉強会なり、そういうのをしてみたいかですか」というようなアイデアを提供すれば、自主的な勉強会からそういったことに繋がる可能性はあるんですね。

医療機関同士の「発達障害だけで繋がる」というのは、今のところないんですね。「精神科と小児科と心療内科で（発達障害の勉強を）一緒にやろう」という形のものが仮にできたら、臨床機関は少し増えるというのはあり得るかなと思いますけれどもね。

岡崎委員：どんどん増えて欲しいですね。ネットワークを作って。

事務局：この38医療機関は、例えば「広汎性発達障害の領域が診察できます」、「LDが診れます」、「AD/HDが診れます」のいずれかにチェックが入った医療機関を診察が可能と見なしたのですが、最初の発達障害の診察の現状の問いで、「専門的医療機関に繋いでいる」という選択肢がありまして、その繋いでいる先の医療機関はどこですかということであがってくる医療機関はやはり限られていまして、全部で14位の医療機関が上がっているんですが、なかでも2～3医療機関に集中している状況はあります。主観的に、「自分は診察できる」という判断の医療機関は38機関として、客観的にみて、紹介されている医療機関はやっぱり絞られてくる傾向はあります。

泉川委員：少なくとも、手を挙げている医療機関はあるので、将来計画として、その4つなり平安病院とか色々あると思うんですけども、精神科のしっかりできているところや、小児神経の方で頑張っている先生とかそういう方々が、仮に一緒になって、全体的に「発達障害をみましよう」というような連絡会のような、仮に医師会とかそういう所からの働きかけや、県からのそれもあってできたとしたら、その連絡会というものには、手を挙げたところは割と意識を持って参加して、その30というところもついでに出てくると。それ以外の「診てはいないけれども」という人たちも入ってくるということ。

医療も縦割りなんですけれども、精神科、小児科をみたらね。それを、もうちょっと別の所から、こう「連携したらどうですか。」みたいな感じで、斡旋ってというような感じですかね。そうするといいような感じがします。

岡崎委員：そうですね。県の方からね、何かそういう案内があればね。

泉川委員：まず、こういった計画の中で、そういうのを推進したい。については医師会に協力をお願いしたいというような話しがいて、医師会の方から小児科医会であったり、精神科医会であったりに話しをして。心身医療に関心を持っていらっしゃる先生もいるし、発達障害だけとか、精神科とか縦割りじゃない、何か「発達障害」という切り口で集まるようなテーブルができれば、今はないので、非常に意義はあると思います。

岡崎委員：是非、お願いします。多分、教育の方も知りたいですね。

真謝委員：かなり、情報が欲しいですね。

泉川委員：一番これが、一つのネックになっていますよね。「病気として捉えるか」という面や、「診断ありきというのは如何なものか」という。福祉や生活支援の視点もとても大事なので、必ずしも医療先行というのは良いとは限らない。けれど、「なさ過ぎる」という問題意識は共有していいと思う。

岡崎委員：そうですね、もうアップアップしちゃうので。

緒方委員：離島はもう、特に、もうどうにもならない。

岡崎委員：きついですよね。

緒方委員：はい。離島の研修医も頑張ってもらって下さってはいますけどね。非常に厳しい。

泉川委員：病理診断とかは、今時はテレでやれるので。以前、北部でこういうお話しをしたときに、精神科の先生が「離島の精神疾患の方と面談するのは、こういうネットを使ったテレビシステムの方が良いかもしれない」というようなアイデア提供していたんですけども、私はその時は、「これは教育相談とか、発達障害とか、親子の教育庁のカウンセリングのような教育センターの、相談ごとにこういうのを使った方がいいんじゃないかな」という風に思ったのですが、今の話だと、その医療機関で然るべき相談のできる先生が県立病院の後ろにいて、そういうテレビ会議的な感じで。離島の、面談というんですか。それはそれで、先生達が飛行機で行っている回数、プラス、テレビ会議を入れる、というような方法は如何でしょうか。

真謝委員：そのあたりの、今、お話しがありましたところの実態とか、それから泉川先生が仰ったような「十分でないところの支援」というのですか、サポートというのでしょうか、そういうところは、情報はどうしても必要なと思いますね。

と申しますのは、例えば、私たちのところで「相談支援」、「教育相談」ということで、昨年度でしたら380件くらい相談がありましたけれども、その中の約8割くらいは発達障害ないしはそれに類するような事例についての相談です。その中で、必ずではないですけども、全てではないですけども、「何らかの医療機関に相談が必要でしょうね」という風な話しをせざるを得ないケースがでてきます。けれども、それについて、相談して来た方に投げて、こう、そのまま。我々としても「その後、どうなったか」というフォローができないというのでしょうか。私たちの方でも、例えば様々なところで関わる中で、「(医療機関の)ここと、ここと、ここは、もう確実に、そういう相談ができる。そういう診断も含めたものをやっていただけ」というところ(「医療機関の情報」の意)は、幾つか、それは経験的に持っている情報、数なものですから、それをこう、やはり全県的なところで確実にところというものを把握してもらえれば、かなり助かるなというのはありますね。

それを、例えば私たちから市町村の教育委員会辺りに発信していくことによって、市町村の教育委員会もまた、ある意味、自前でそういう風な相談支援というのを、事業展開できるというのもあるのかなと思いますね。

議事進行：今後、この医療機関の調査を分析する中で、今、委員の色々な提言のあったのを、例

えばもうちょっと深く調査に入って、そういう、今言っておられた医療機関に対しての研修なり、その辺のシステムを計画の中に織り込むという……。その辺はどうか、事務局としては。

事務局：医師の確保の問題。一番、皆さんからニーズが高く上がってきたことではあるんです。それで今回の調査をしたのですが、調査の中で要望があがってきているのは、「診察したいけれども、なかなかできない」であったりとか、「診察しているんだけど一部である」とか、色々な、それぞれの差があるんですね。その辺のところを分析してやるんです。

ただ、ドクターを確保するだけでなく、それを支援にどう繋げていけるかという、一貫したシステムの中で医師の確保、病院の確保というのを考えていかないと。また、地域的なバランスの問題とか、その辺も考えながら進めていくということが必要だろうと思っております。ただ、先程泉川先生からお話しがありましたように、まだ、それを一緒に、「一つのテーブルで議論してみようよ」という風なところの動きを、まず進めていくことが必要だと思っておりまして、今回の調査結果を、お互いの、例えばドクターの集まりの中でお考えを述べていただくとか、どういう風な取り組みが良いのかということも含めて、どうやれば支援に繋げていけるのかとか、繋げていく体制が取れるのかということでの、やはり調査でもですね、そういう聴き方になるのかなとは思ってはいます。動きながらということですね。どうやれば地域で支えられるのかという、体制が取れるのかという、動きながらいきたいと思えます。

そういう意味で、トータルとした支援の在り方、支援体制をどうすればいいんだろうかということと並行して進めていきたいということ、我々は考えております。

今回の調査は38機関あがってきたということについては、ある意味、強化すれば、研修なり、話し合いなり、ネットワークの組み方なりを強化すれば、これまで心配していた医療機関の確保というのは、少しは改善されるのかなということに期待できるような数字が上がっていますので、「何を強化していくのか」ということを御意見を聴きながら進めていくことが大事ななと思っております。その方法についても是非、御意見を。先程、「テーブルに着くことが肝心」というお話しもありましたけれども、実践的な研修はどうなんだろうということとか、色々あると思いますので、その辺についても御意見等いただきたいと思えます。それぞれのところで、保育所とか市町村とか病院とか色々な対象にやりましたけれども、これを結びつけていくという作業が、我々のやるべき仕事なんだろうと思っておりますので、その辺の、結びつける方向のものでも、御意見をいただければ宜しく申し上げます。

泉川委員：小児科医の中でも、こころの診療の研修を受けるとか、発達障害に関して関心をもっている先生もいらっちゃって、この話が出るんですけども、その時にやっぱり、クリニックに来て「……だね」とかですね、「……かな？」というようなお話しは、仮にも医者ですから、勉強すればできます。けれども、今仰ったように、「そこからどうするか。」ということがドクターもないと、無責任に診れないという課題があって、結局、そこから療育機関、療育センター、親子通園、市町村の窓口、発達障害者支援センター、何らかの相談機関のところにつなぐということができたり、サービスがあるということが情報としてあればやっても（「診断しても」の意）良いんだけど、今、それが無い・分らないなかで、仮に、（診断）できることはできるけど、昔みたいに「じゃ、リタリン。」というようなそういう状況じゃないので。やっぱり生活支援という視点に立てば、医療の出番は本来はそんなに大きくない方が望ましいというのがこの支援の全体像だと思われるので、あまり医療にそうしないで、今仰るような「支援体制をどう繋ぐか」というようなことを大きく語った中で、こういった議論をした方が良いと思う。

二次障害とか、特別な状況というのはまた非常に大きな問題だとは思いますが、それはそれとして、私はそうした方がいいと思います。

事務局：今回の調査を通して分かるというか、気づくというか、確認できることは、ドクターはドクター、保育所は保育所という風な形で調査は行いましたけれども、根っこにあるものは「繋ぎ」なんですよ、ネットワーク。どなたも、どの分野でもネットワークを仰っていて、そしてもう一つは「人材育成」、研修ですね。コーディネーターの配置という。この二つが実は共通して要望として上がってきていることですし、問題提起されていることになっています。ですから、研修の在り方でも、例えばドクターだけの研修、保育士だけの研修、それもあるのかも知れませんが、それにプラスして、この「ネットワークを通じた研修の在り方」ということも、やはり考えるべきではないかなという風なこととかを、今回のアンケート調査からは感じ取れるんじゃないかなと思っています。ですから、しっかりと分析することが大事なんだと思っているんですね。こう字面であがってきた。例えば がついて、これに上がってきたことではなくて、それと相矛盾するような意見が上がってないかどうかを含めて、分析した上で支援体制を作っていくことが大事だという風に考えています。

佐久川委員：本当に泉川先生が仰っていたことの今度は教育版なんですけれども、窓口を作ることが先です、多分。医療に結びつけるのも難しい、今、現在の、まだ支援体制が十分整備されていない中では、とにかく相談窓口が充実しないと「行き場がない」というのが現実的な状況なんですね。ところが、私たちも医療と一緒に、何例かずっと見てきたら「多分、発達障害だな」ということはもう分かるんですけども、もちろん医者ではないので診断は一切できません。でも、返す場所がない。学校で支援ができる体制がないなかで、どこまで話しを上手に聞き取って行って返していくかというところでいつも躓いてしまって、結局、医療にはまだ送るには早い、現場はもう火だるま状態。ずーっと抱えて抱えて話しを聞き続けて、結局、私たちはパンクしている。そのうち親御さん同士、教師と親が関係性が悪くなっていくということが、相談機関に今、起きている現状なんですよ。子どもの支援にまでとても行き着かないですね。その前の段階で、みんな右往左往している状態。で、先程、言っていた「それぞれの部署をしっかりと構築していくこと」と、「全体をみる力のある人」と、両方が絶対必要だと私思うんです。でないと、私たちは自分達のことは分かりますけれども、全体のことがよく分からない。ましてや、就労になったら本当に知識が乏しい。

それで、結局、個人的な意見なんですけれども、圏域を作ってやって行くにしても、モデル事業すごく良いんですが、「モデルがわからない中のモデル事業って何なんだろう」というのが私の素朴な意見です。結局、教育の分野も、色々な本を読んでいったら何となく分かるんですけども、細かいところは実はよく分からないんですね。なので、私はとても先進地というか、そういうところの視察とか、「理想であれば、こうなんだろうな」とか、「規模でいうと、近いんだろうな」という所を一回見て、具体的な生の状況を聞いた上で、「沖縄は沖縄のやり方で」というものに下ろしてくる方が、より頭が回るというか、そんな感じがして。

今はどうしても机上の話しをずっとし続ける気が、私自身が現場にいてしているということがありますので、是非、先進地ですとか、そういうところの携わっている方達と、一緒になって見ていただければ。または来ていただいて、地域を診断するということですか、私、ちょっと言葉が分かりませんが、そういうことをしていただけてもいいのかなと思っています。

緒方委員：今、佐久川さんから、とても教育の世界で生々しい現場の話が出ましたけれども、一方でですよ、教育の中でも少しずつだけれどもちゃんとできてきている部分はある

んですよ。それを内地と、先進地の所を参考に・・・。
それも一つの手だとは思いますが、それに全てとは言わないけど、そこからまずスタートということではなくてもいいと、僕は逆に思います。
僕は宮古ですずっとやって来ているので、とても特殊な地域ですので、那覇みたいに大きな所ではないのでね、その辺、対応の違いがあるのかも知れません。だけれども、先程、佐久川さんが言われたようなことというのは、今の県教育委員会がずっと広域連携協議会を立ち上げて、特別支援教育を推進するなかで地域連携協議会が本来役割を担うべきか、ですよ。そこに巡回アドバイザーもいますし、それから専門家チームも作られているはず。那覇であれば平田永哲先生もおられるし、今の広域の会長の仲本先生もおられるし、あと、研究所なんかもしっかりしているしというところで、僕ら、離島に行っている人間からしたら、「那覇ってとてモリソースがあるのにな」って。

佐久川委員：ないですよ。現場はそうじゃないですよ。

緒方委員：現状はそうじゃないとすれば、でも、やりようがない訳ではないと思っているんですよ。僕、那覇にも仕事のお手伝い、研修会の講師とかでちょこちょこ行くんですけども。ちょっとビックリするようなことはありますよ、「那覇、何しているの？」って。適就にしても、「何やっているの？」って、思うことは正直いってあります。だけれども、これだけリソースがある中で、やっぱりうまく使えていないところも見直すべきと思うんですよ。何も、那覇の批判をしている訳ではないんですよ。なんだけれども、持っているんだから、やりようがある。そこに手を付けずに「外」という考え方は、僕は反対。

宮古は本当に何も無いなかで、小さいから人の繋がりがつきやすいんですよあそこは。良いも悪いもですよ。一つ言うとあつという間に島中に知れ渡っていたりという、個人情報無しのところですから、良いところもある一方で。だけれども、そんな中で、本当に全く何にもない中で7年、8年みんな地元の人と一緒にやっていくなかで、それぞれの役割をそれぞれがやっていく中で、みんな協力して、少しずつですけども、やっぱりできてきている。

それから医師の問題も、実は、先程泉川先生のお話を聞いていて思ったんですけども、3ヶ月に一ぺん専門医が来て下さるんですよ、宮古も巡回の一貫で。最初に診断していただける方がいないので、僕らお願いに行ったんですよ。もちろん宮古病院の院長にも会って。宮古病院の院長は「僕らは専門医ではないから、彼にお願いできないか」という話があったものですから、僕、巡回して来て下さっているドクターの方に直接お会いして、頭下げてお願いしたんです。「宮古の子ども、全部でなくてももちろん結構です。適就等でどうしても必要な時があります。診断いただけますか。」ってお願いしたんです。その時、「レッテルだけ貼るのは、僕はイヤだ。」とハッキリ言われたんですね。その時に、先程の泉川先生の話だと思うんですけども、ドクターの立場からすると、「診断は、そりゃ、『しろ』と言われればするよ」と。「じゃ、そのあとどうするの、ということが見えない限り、僕ら責任持てない」ということなんですね。でも、彼は3ヶ月に一ぺんしか来ないわけですから、その部分は「じゃ、宮古の地域連携協議会で専門家チームと巡回アドバイザーみんな協力して、今、こういうことをやっているの、できる範囲のことは我々でやりますから」ということをお約束して、「そういうことであればお引き受けしましょう」ということで話がついているんですね。そんなことがあるので、何だろう、うまく言えないんだけど、それぞれみんな各々やっているじゃない、とにかく。間をつなぐということも、ここ何年間かで少しずつできてきている。今の話だと「やっぱり縦割りだよな」って聞こえるんだけど、先程の県のレベルのこの教育と医療・福祉・保健合同、できてき

ていると思いますよ、やっぱり。3年前と比べると。明らかにそういうものも、今、できつつある中でこの会議が今日あると僕は理解しているものだから、もう少しポジティブに考える素材、あると思います。

もう一つ、モデルの話。モデル構築のことですけれども、これ、今中部をメインにやりたいと、僕、これ課長さんから内々に一度お話を伺ったときも、「中部、よろしいんじゃないですか。」と申し上げた覚えがあります。うちの琉大の実践センターの先生も中部の美咲養護と関わられているということもありますし、それから中部の中頭の事務所が一番大きいですから。大体100校位でしたよね、真謝先生。

真謝委員：そうですね。

緒方委員：中頭地域は100校位あります。それから教育委員会も複数ありますよね。宮古の場合は教育委員会は多良間と宮古島市の2つしかありませんので、教育委員会同士の連携をどう図るかというモデルにもなるはずですね。

ただ、広域連携協議会で個人シートを作っています。これ、今週の会議にも出たんですけれども、これ「えいぶるノート」と言って、南部の保健師さん達がみんなで作って下さったものを県の教育委員会でもこれをベースにして県域全体に広げようということで、今年、試行期間でやったんですけれども、琉大も、うちの研究室の学生を出してみんなで協力してやって雛形できています。で、こういった、さっきあったように「机上のモデル」ではなくて、そういうツールもあります。そのツールをうまく使って、ツールとしてそれは今ありますので、それは県教育委員会の方で全部やると言っていますから、そちらの方に行けば全部資料はあります。そういったツールを使い、中部にも今、幾つかできてきている。その辺のことを、今あるものを掘り起こして上手に使われて下さい。「えいぶるノート」というあだ名をつけて今作っているんですけれども、この個人シート。色んな御批判はあるようですけれども、追々、少しずつ修正してまいります。色んな障害種別がありますので、最大公約数的なことということで作っていますので、是非、その辺はうまく使いながら。やっぱりツールがありやなしやって大きいと思うんですね。だから、その辺がやられるといいと思うんですね。実は、この話を平田実さんにしたときに、えいぶる手帳という個人シートを使う「グランドモデル地域」というのを市町村指定しろというので、実は（教育では）宮古島市が指定を受けているんですよ。で、僕、お話を伺ったときにその話しはしなかったですよ、敢えて。それはやっぱり、さっき言ったように、本当はこのモデルとグランドモデル地域は重なることが望ましいとされているんだけれども、離島という特殊性があるので、そういう意味では、僕、中部でいいのかなと思っています。ただ、そのツールをそちらでもうまく使っていただければと思います。

事務局：今の緒方先生の補足になりますけれども、中部圏域。

ちょうどセンターの山城さん達に頑張っていて、中部圏域は福祉サイド、保健サイド、教育も含めてですね、手を繋ぎつつあるんですね。圏域としてその手を繋ぎつつ、連絡協議会としてやって。なおかつ、中部圏域の中の読谷でありますとか中城とか、実は今日御出席の我如古さんところの沖縄市も、その連携ということで、「今ある資源をどう使うか」ということで、実はもう連携を始めているということもあるようです。

先日、中部圏域の市町村の担当者会議を開催したときにも、色々具体的に、非常に差はありましたけれども、取り組んでいるところとそうでないところの差はありましたけれども、ネットワークの構築に向けては「何ができるかという糸口をつかみたい」という風な意見、まだ自らの市町村でネットワークができていないところは圏域で糸口をつかんでもいいんじゃないかという風な声だとか、色んな声が上がってありまし

て、この2、3年の動きというのですか、地域も少しずつ変わろうとしているのかなという感じるところがあったんですよ。

緒方委員：そうですね。スタートの時、中部はむしろ、どちらかというとなかなか動きが良くなかったんですね。

事務局：おもしろいのはですね、市町村によって、教育委員会が来たり、保健が来たり、福祉が来たりそれぞれだったんですよ。これってというのは、発達障害を支援していく中で会議そのものはバラバラに見えるんですけども、実はそれぞれが切り口として関わり方を持っているという風なところが、市町村の窓口としての実態があるという風にして思えるわけですね。そうすると、これを生かしていくことは非常に重要なことだと思っているんですね。そこに保健も福祉もそれから教育もみんな入っているという。で、そこに例えば、保健が入っていないところは保健の方も一緒にやりましょうよという呼びかけすることで、ネットワークを構築できるということもありますので。それともう一つは、圏域としてやったのは、先程の特別支援学校ですとか、病院ですとか、障害児等療育支援事業の受け皿ですとか、それはやはり圏域の中で見ていくということになりますので、そこらへんを共通認識を持つことができると非常におもしろいなと思います。
実はこの絵の中にですね、教育事務所が入っていないんですよ。

各委員：入っている、入っている。

事務局：入っていますか。これ、実は指摘があったんですよ、教育事務所がないって。「まずは教育事務所が一番重要だ」という話しが市町村会議の中でありまして、市町村の中で認識されている動きというのがあるなというのが、やっぱりありました。

緒方委員：地域連携協議会の事務局ですからね。

事務局：保育所とかについても、やっぱり、今、一番力になっているのは巡回指導らしいんですね。そういう風にして、「今現在、力になっているところを、どう、生かしていけるようなネットワークを作れるか」ということが、この、実はモデル・・・名前はですね、支援モデル構築という風にして書いてありますけれども、実態はそういう風な進め方になるのかなと思っています。ですので、先程の緒方先生の補足になりますが、できていないことではなくて、やれていることを積み上げていくような、何かそういう動き方ができればいいかなという風にして、今は事業を進めて、動かしていく方向での事業の進め方をしたいという風に考えております。

真謝委員：今のお話しを、もう少し付け加えて情報提供させていただければ、県の教育委員会の方で、今年度からですが「市町村教育委員会連絡協議会」というのをやっています。2回しかやっていないんですけども、今年度からやっています。
その中で、これは要するに、今、仰ったような教育の部分でのネットワークの話です。ネットワークの先進事例を紹介するようなことをやったんですね。それで、今年度は2回集まりまして、1回目の時は読谷村、先日は南城市の例を報告してもらいました。例えば読谷村の場合でしたら、村内の福祉を担当している方がそういう村内の横のコーディネートをして、この方が教育委員会、学校現場、保健師の方も含めて一つの村内のネットワーク会議を持って、そこで保健師が講師になったり、あるいは保健師の方に対する研修をしたり、あるいは学校の先生方に対する研修をするという風なことをやっていると。岡崎さんのところに協力していただいて、例えばSSTをやって

いるという事例が5月に紹介がありました。この間の時は南城市。南城市では4つの連携協議会みたいなものを行っているんですね。何かと言いますと、発達障害に関係する関係者みんな集まらしましょうみたいな連携協議会。それから教育部門に限定して、特別支援学級の担当者とコーディネーターの皆さんの連絡会。この中には必ず保健師の方が福祉の担当者も入ってくるというようなことをやっています。そういう風な、既存のといいますが、できあがりつつあるネットワークづくり、そういうものを一つ一つ確認しながら、それぞれのところでできているところ、できていないところ、今、申し上げた2つの町村などは自分達の範囲内にあるリソースやあるいは財源をうまく活用して、うまくまわしてやろうじゃないかという風な発想でやっているんですけどね。そういう取り組みというのを、圏域全体で一つずつ把握しながら、進んでいるものをまたこの圏域の中でお互い学習していくというのも、一つのモデル構築の中で取り組みができるのかなという気がします。

緒方委員：真謝先生、この間、県からあった「中学校の校区を単位にした会議をやる」というのを御紹介したらどうですか。

真謝委員：「特別支援教育のコーディネーター連絡会議を中学校区単位で是非やりましょう」という風なことを、県教育委員会の方から市町村教育委員会の方をお願いをしているところです。

崎濱委員：よろしいですか。いわゆる障害者就業・生活支援センターは全国47都道府県に今205ヶ所あって、今後400ヶ所ということになってくるんですが、そこに発達障害者の方達、手帳を持たない方達は「その他」で登録しているんですね。実際に就労が進んでいるわけですよ。就労が進んでいて、彼等が働くモデルはもうあるわけなんですね、沖縄にもあるわけなんです。僕、南部は分かりませんが、中部・北部では「その他」で登録されていて、実際に発達障害者の方達が企業に働いているわけですよ。そういうモデルをですね、本人からすると公表するしないがあって、当然、我々はこれを公表しないんですが、納税者です。そういった部分を含めて、いわゆる就労の部分からのフィードバックというのは、僕は非常に大事なかなと今思っています。いつも見るんですが、ナカポツセンターが全く入ってこないっていうのがあって、発達障害者支援センターで就労支援あるんですが、ナカポツセンターの登録がどの位あるかというのを一回見ていただけた方が、ライフステージで見れると思うんですね。

結果的に「働く」ということでうちの所に来るまでに色々な経緯があると思うのですが、実際には、ナカポツセンターが「障害に特化しませんよ」というところで、もう一つ入りやすいのは、職安が医師の診断書で認めれば誰でもOKなんですよ、支援が。それと、障害者の委託訓練もそうですよね。そういった部分の情報などが、例えば普通学校で分かっているかどうかというのが、ちょっと気になるわけなんですね。特別支援学校では普通に分かっているんですよ。もう一つはですね、県立の養護学校は分かっているんだけど、市町村立だとどうなのかというのがあったりして。最近では、北部のある高校の二部に、たまたま11名の（発達障害のある）方々がいらっしゃるということが分かって、その方々が、去年の夏休みにたまたま来られたので、「ちょっと何人か、うちの支援でアルバイトしてみるか」ということで、実際やってみたら、そのままアルバイトするケースが実際にあるんですね。発達障害の方が企業の中で働いて、そして、夕方から学校へ行くという。だから、そういうモデルなんかも含めて、これも当然、連携ではあるんですが、事例を通した部分だとか、当然、その事例で学校が出てくると。結局、支援機関は繋がっているわけですよ。医療も職安も、我々も学校もですね、みんな。そういうものも含めて。僕、むしろネットワー

クというのは事例から進化していくものだと思っているので、そういう部分の、いわゆる好事例もそうなんです、その辺りは、例えば北部辺りでも表面化しなくてもいいネットワークもあるんですね。させた方がいいネットワークも当然あるわけなんです、その辺り、もう一度、ナカポツセンター3センターに、一回チェック入れていただいたらどうかと思います。全国47都道府県の全てのナカポツセンターはそうです。ですから、そのあたりも、就労の部分も是非入れていただいて、参加させていただいたらなと思います。

事務局：すみません。抜かしているわけではなくてですね、市町村の所の自立支援協議会というのがありまして、その中でナカポツセンターの位置づけというのをずっと崎濱理事長から言われている、それはずっと真剣に考えていただいているんですよ。で、要は地域に行くためにどういう支援の在り方が、というのももちろんあるんですけども、一貫したところの中に、それぞれの機関が機能していけばいいのかなという風なことは、やっぱり思います。

崎濱委員：そうですね。今、言うように、ナカポツセンターのワーカーさん、就労支援ワーカー、生活支援ワーカー、ジョブコーチっていうのは、学校にいつでも入ってくれますので、就学中から関わっているので、そこも一つ見ていただきたいなと思っております。

議事進行：そろそろ時間も差し迫ってきましたので、また、どんどん・・・。

真謝委員：21年度に実施というこの支援モデル構築の取り組みとですね、それから21年度から5ヶ年間という支援体制整備計画、その繋がりと言いましょか、その辺についてお願いします。

事務局：支援体制整備計画、これは本当に叩き台ですので、これから御意見等いっぱいいただきながらですね、もれているものもいっぱいあるかと思えますけれども。ただ、計画的に進めていきたいという、支援の体制を少しずつ積み上げて強化していきたいという風な方向でこれは作っています。その中で、支援体制整備の中で早期発見から就労支援までずっと行くんですけども、今回のモデルは、先程お話ししたこの支援体制を地域の中でどう作っていくかということの実践の確認であり、また検証であり、その方向性を探るためのものだと思っています。ですからこのモデル構築の中で確認されたことが体制の整備の中です、ね実行されていくといいのかなという風に思っています。相互関係ですね、これは。相互関係。ですから、是非、皆様には、今日はお時間があまりございませんのでなかなかだと思えますけれども、この支援体制整備、県として5ヶ年間でこの体制を整えていきたいという考えで今回示しておりますので、不足していること、また、取り組み方がおかしいこと、それから役割としての分担がちょっと違うだろうということ、民間の部分をもう少し入れた方がいいんじゃないかとか、色んな御意見があろうかと思えます。そこに位置づける機関についても、その辺を、是非ご意見をいただきたいなと思います。今回、そういう風な御意見をいただくことによって、先程、佐久川さんからもお話しがありましたけれども、沖縄の、沖縄型の、沖縄タイプの支援の体制を構築していくという風な形になろうかと思えますので、是非、その辺は御意見をお願いできればと思います。3月一杯、色んな御意見をお聞きしながら、3月一杯でまとめていけたらいいかなと思いますので、是非お願いします。

緒方委員：この支援体制整備委員会、今の話しとはちょっと別ですけども、支援体制整備委員会が広域連携協議会と綿密な連携をとると。同じ意味合いで、各地域単位で自立支援

協議会ができますよね。多分、そこに教育部会、前に泉川先生からも広域の方でお話しがあったんですけども、教育部会みたいなものができるはずなんです。そこ、地域特別連携協議会、6教育事務所毎にできているので、国頭、中頭、那覇、島尻、宮古、八重山、6教育事務所毎にできています。そこにさっきいったように巡回アドバイザー、専門家チーム、多分同じような人たちがかぶるはずなの。そこと上手に連携をとって、効率のいいネットワークづくりというのを目指して欲しいなと思います。

議事進行：一応、中部圏域ということですので、沖縄市の我如古係長、何かありますか。その辺、モデル地域で今後進めていく上で・・・。

我如古委員：沖縄市の方でも、1才半健診と3才児健診の問診の見直しを今年度始めていて、以前の受診票では1割くらいしか気になる子を拾えなかったんですけども、変えたことで、50%位ふくれあがって、気になる子が。で、親子教室とかもモデル的に始めていて、4月から軌道に乗せようということになっているんですが、3才児健診とか卒業したあとですね、受け皿がどうしても心配ではあったので、こういった体制ができてくると、就労に結びつくのかなと思っています。早くこの連携を作りたいです。

議事進行：是非、そのときは御協力お願いします。大城さんの何かありますか。

大城委員：中部、うちのところは医者もいてセラピストもいてというところで、お手伝いできる場所があれば、どんどんお手伝いさせていただきたいなというところがあるんですけども。

それから、孫請けで南部の方も行かせてらっているんですけども、そこでやっぱり保健師さん。早期発見、早期支援というところから考えると、保健師さんとの連携というのがすごく必要だなというのを感じます。で、県の保健師さんと市町村の保健師さんとのそのまた認識というか、その辺がうまく縮まってきてくれて、市町村の保健師さんがうまく動けるような状態が作れるといいかなという風に思います。一人でかなり抱えていますよね、皆さん。なので、保健師さんの方の連携ですね。

それから、今回、認可保育園ですけども、無認可に行っちゃってて、3才児健診スルーしちゃっててというところの、さっき、個別のケースからというのがあったんですけども、そういう方をどういう風にしてこう、またうまく保健師さんを介して繋げていくか、というのもあるので。

取り敢えず、中部でやって、それをうまく他の圏域にもいくようなことを考えていかないと、「中部だからうまくいった」みたいなことを言われると、またそれはまずいなという風には思います。

議事進行：一応、これはモデルケースですので、今後は各地域全体に広げていくのが最終の目標となっておりますので。

もう、時間もあれですので、何か、是非仰りたいことがあれば。

泉川委員：発達障害者支援センター、大変頑張っているということで、まずその労い、評価ということをしたと思うんですけども。何も無いところからスタートしているということですね、全部やらないといけないという中からこういう風にスタートしているので、先程、垣花課長からあったように、「今あるもの、今できそうなもの」というのをもう少しセレクトして行って、「ここに少し特化したことをしていったいいよね。」というような。他府県のセンターであれば「直接支援はしません。間接支援のみです。」とか、そういうセンターもあるし、医療機関のような形の療育機関で、訓練から何か

ら全部やるというような直接サービスも提供するというところもあるし、予算規模も全然違う。ですから、「ネットワークづくりに専念します」というような方法論をとるのもあり得ると思いますし。

講演会等の主催も非常に有意義な講演もオムニバスの開催されているので、自分で選んで色んな勉強をさせてもらっているんですけども、恐らく、今後はこういった計画に基づいて「保育士さんの研修を充実させよう」、「保育士を巡回する人材を育成しよう」というような、そういう健診後のフォローをイメージした、例えば「人材育成を県内で300人位養成しよう」というような、仮に計画があれば、「それに特化したような研修等をセンターの方で主催してどんどんやってくれませんか」というような形でできると思います。

本当のところを言えば、教育に関しては、「特別支援教育という国を挙げての支援が入っているから贅沢言うな」とは言いませんが、それだけやっているんだからいいだろう的な意味ではですね、「乳幼児期であるとか、就労を含めた成人の発達障害はもうみんな放ったらかしじゃないの?」というようなことでいうと、「そこにもうちょっとやってもいいんじゃない?」ということであれば、この対象者が教育の尻ぬぐいとは言わないが、学校のことをみんな「センター、センター」として来ている。「これは教育の方でどうにかもっとできるよ」というような、そういう意味で、広域連携協議会、緒方先生を始め私たちもやっていますので、そういうのをどんどん自立させることで、「センターは、じゃ、これをしようよ」というような形の持っていき方が、多分、出てくると思うので、それは流動的に考えていけばいいのかなと思います。

緒方委員：賛成ですね。センター。ユニークなセンターになった方がいいと思いますね。僕らも頑張りますので。

岡崎委員：先程、崎濱さんの方から就労の話をしていましたけれども、本当に放ったらかしなんです。就労は。で、今、就労に出会っている人たちのこれまでの歴史は凄いなものがあったと思うんですよ。本人の中での葛藤もあるであろうし、更に働いていかないといけない、食べていかないといけない。そうやって、自分がまさか障害とは思っていませんからね、色んな不適應を起こしながら頑張っている。だから、それをまず未然に防ぐためには、小、中ももちろんそうなんですけれども、もう、今、実際に高校生、大学生になっているところの、そのスタッフというのでしょうか、先生方にどんどん情報提供をしていただきたいんですね。多分、支援に困っていると思うんですよ。で、最悪なことに退学となった場合。(高校は)義務じゃないですからね。義務じゃないから、結局、退学させる訳じゃないんですけども、色々こう責めていくと、本人が居場所なくなっちゃって退学ということで、今、結構、退学ということになっているケースが多いと思うんですよ。でも、発達障害という視点で関わっていけば、うまく情報が入っていけば、力あるし、納税者になれるので、是非、その部分にもう少し。今、どこがどう力を入れているのか私も分からないんですけども、是非、雇用労政課の方も何かやるとかという話を私も聞いていますので、今、やっているんですかね。

事務局：次年度ですね、次年度予算で少し強化して、サポーター事業というものを強化していかうかということで、今、雇用労政課で事業の見直しをしております。これは継続して我々も連携してから取り組んでいこうかなと思っております。

先程の予算の問題もありましたので、今、色々と出してきた国の雇用対策とか特別の金を何とかこちらに引き寄せて、そういう支援費にうまく使えないかなということで、崎濱理事長とかにお知恵をいただこうかなと思っておりまして。やっぱりアイデアでとることができれば、どこに支援を派遣できるのかという風なところをやっ

ていきたいと思っております。実践的な説得力のある企画がやっぱり必要なんですよね。先程の一貫してですね、障害のあるとかないとか別にして、大事な労働力ですから、やっぱり大切に育てていかなければ、確保していけないんですよね。そういった視点でできないかということは今やっています、取り敢えず21年度少しですけども、サポーターをつけて動いていこうという風なことを考えています。

3年間、我々も色々な機会を通して、さっきの人材、支援する人材の確保であったりとか、研修の在り方も含めて、できる限りアイデアを出していきたいと思っておりますけれども、そういう意味でですね、是非、支援体制、これに力をつけていく作業を今後やっていかないと行けないと考えておりますので、意見を下さい。お知恵を下さい、ということですね。

議事進行：ではもう、時間も差し迫って、5時も過ぎておりますので、一応これで閉めたいと思います。県の方もこれをきっかけに、先程から色々縦割りの話しですとか情報が行き届かないという話もありましたが、県の私ども部の方だけでも関係課を集めて定期的な情報交換をしようとかいうことで考えておまして、また、教育庁、労働関係も含めて全庁的な取り組みをしていこうということで、まだ緒に着いたばかりではありますが、これを機会に、色々、総合的な支援をやっていけるように頑張りたいと思っておりますので、今後とも、委員の皆様には、本当に忌憚のない御意見とまたご指導の方を宜しくお願いします。

それで、この支援体制整備計画につきましては、先程も事務局からありましたように、再度皆様の意見を取り入れながら、次回も集まりを持って、実効性のある計画にしていきたいと思っておりますので、その節は、また宜しくお願いします。事務局から何かありますか。

事務局：今年度、あと1回位は開きたいということを予定しております。
日程調整は、また後日、ご連絡したいと思いますので宜しくお願いします。

議事進行：また、その節は宜しくお願いします。

本日は本当に、時間があればもっともっと色々御意見を聞きたかったんですけども、委員会だけでなく、その都度、何らかの連絡なりで御意見いただければと思っておりますので、宜しくお願いします。

それではこれで会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。